平成２４年（フ）第２７７９号
東京都練馬区西大泉４丁目８番３号　西大泉壱番館201、破産手続開始決定時の住所横浜市神奈川区二本榎27番21号　第２かじわら荘５号
破産者　米田　栄治
１　決定年月日　平成25年10月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７５号
東京都世田谷区瀬田５丁目16番８号　レッドモンド201
破産者　長澤　信行
１　決定年月日　平成25年10月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２０１号
長野市三輪５丁目４番0208号
破産者　保科　髙志
１　破産債権の届出期間　平成25年11月22日まで
２　一般調査期日　平成25年12月19日午前10時30分
平成25年10月29日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５９８号
大阪市阿倍野区相生通２丁目６番36―208号
破産者　八木　敬生
１　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
２　一般調査期日　平成26年１月20日午後３時30分
平成25年10月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６２７号
大阪市平野区長吉川辺３丁目６番６号
破産者　有限会社ユニーク
１　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
２　一般調査期日　平成26年１月23日午後３時
平成25年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４４号
岡山市北区青江３丁目13番10号
破産者　松本かおり
１　破産債権の届出期間　平成25年11月30日まで
２　一般調査期日　平成25年12月17日午後１時30分
平成25年10月30日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５５０号
札幌市中央区北３条西27丁目２番21―201号
破産者　宮嶋　邦夫
１　破産債権の届出期間　平成25年12月３日まで
２　一般調査期日　平成26年１月28日午後２時
平成25年10月29日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６２号
長崎県長崎市江平３丁目12番26号　馬場アパート２Ｆ
破産者　山邉　真吾（旧姓馬場）
１　破産債権の届出期間　平成25年12月４日まで
２　一般調査期日　平成26年１月15日午後１時10分
平成25年10月30日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４２０号
岡山県玉野市用吉1630番地１、旧住所岡山県玉野市木目1252番地１
破産者　藤原　和夫
１　破産債権の届出期間　平成25年11月30日まで
２　一般調査期日　平成25年12月17日午後２時
平成25年10月30日
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間並びに債権者集会及び一般調査期日

平成２２年（フ）第２５号
静岡県富士市吉原３丁目８番３号
債務者　株式会社マイトラベル
代表者代表取締役　西村　良夫
１　破産債権の届出期間　平成25年12月10日まで
２　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午前10時45分
静岡地方裁判所富士支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第２１２号
宮崎県日向市大字富高7458番地２
破産者　相互造林株式会社
異議申述期間　平成25年12月25日まで
平成25年10月25日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１５号
群馬県高崎市大八木町3000番地３
清算株式会社　株式会社ホシノスポーツ
代表清算人　星野　守司
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所高崎支部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第３１号
名古屋市千種区竹越１丁目３番７号
清算株式会社　株式会社名美建
代表清算人　小野　八郎
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙債権額（議決権額）一覧表記載の協定債権者ら(ただし、小野八郎を除く。)に対し、換価代金総額から公訴公課、特別清算手続に必要な費用等を除いた残額を、別紙債権額（議決権額）一覧表記載の各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　別紙債権額（議決権額）一覧表記載の協定債権者ら（ただし、小野八郎を除く。)は、第１項の弁済を受けることを条件として、清算株式会社に対し、別紙債権額（議決権額）一覧表記載の各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　清算株式会社は、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、別紙債権額（議決権額）一覧表記載の協定債権者ら（ただし、小野八郎を除く。)に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙債権額（議決権額）一覧表記載の各協定債権額に応じて按分して弁済する。この場合、協定債権者らが前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度でその効力を失うものとする。
４　別紙債権額（議決権額）一覧表記載の協定債権者小野八郎は、その有する協定債権全額を放棄する。
（別紙省略）
名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１４号
大阪市鶴見区中茶屋１丁目１番56号、認可決定時の本店所在地大阪市旭区新森７丁目４番33号
再生債務者　東海工業株式会社
１　決議に付する変更計画案　平成25年10月16日付け再生債務者提出の変更再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成25年12月９日午後１時30分
⑵　会議の目的　変更再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年11月25日まで
平成25年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第２１号
大阪市西淀川区御幣島４丁目２番24号、登記簿上の本店所在地大阪市西淀川区御幣島２丁目20番７号
再生債務者　株式会社大平製作所
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第２２号
大阪市西淀川区御幣島４丁目２番24号、登記簿上の本店所在地大阪市西淀川区御幣島２丁目20番７号
再生債務者　宏昌精機株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部